

【テーマ】労働条件がはっきりしない

Q Aさんは、今月から食品会社に就職しました。面接時に、口頭で、賃金や休日などの労働条件についての話がありましたが、契約書などの書面をもらっていません。労働時間など、曖昧な部分もあり、募集広告にあった賃金が支払われるのか不安です。どうすればよいのでしょうか。

A 労働者が労務を提供し、その対価として使用者が賃金を支払うことをお互いに約束する契約を「労働契約」といいます。

労働基準法では、使用者は労働契約を結ぶ場合、労働者に対して、賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならないとし、次の事項は、書面による労働条件の明示を義務づけています（労基法第15条第1項）。

- ・ 労働契約の期間に関する事項
- ・ 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項
- ・ 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を2組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項
- ・ 賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項
- ・ 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

また労働契約法は、労働者が労働契約の内容について十分に理解できるよう、使用者に対し相応の対応を求めています（労契法第4条）。

Aさんの場合、契約書などの書面を交付されていないようですから、まず会社に対し、書面の交付を求め、契約内容を確認するとともに、面接時に示された条件と違う場合は、納得がいくよう説明を求めましょう。

なお、労使間の話し合いで解決できないときには、個別労働関係紛争のあっせん制度の利用をご検討ください。

労働条件明示義務に違反する使用者には罰則が予定されています（労基法第120条）。